

佐潟公園条件付特定外来生物調査・防除業務 仕様書(提案用)

1. 適用範囲

本仕様書は、「佐潟公園条件付特定外来生物調査・防除業務 受託候補者選定プロポーザル実施要領」の「2. 委託業務の概要(2)業務内容」についての事項を示すものである。

2. 業務の背景・目的

本市のラムサール条約登録湿地である佐潟は、下潟を中心に2018年頃からハス等の水生植物の生育がみられなくなっている。原因について、アオコの発生等による水質悪化の影響や水位変動が行われなくなったことに加え、移植したハスがミシシippアカミミガメ等による被害を受けていることから、条件付特定外来生物の繁殖も大きな要因の一つと考えられている。

本業務は、ミシシippアカミミガメ・アメリカザリガニの防除等を行うことで、条件付特定外来生物の分布域拡大防止とハスが自生しやすい環境を整え、在来種を保護し生態系の維持・回復を図ること、捕獲個体の有効活用や特定外来生物についての環境教育をはじめとする防除や影響力等普及啓発を図り周囲への理解の促進を図ることを目的とする。

3. 所在地

新潟市西区赤塚5404-1(佐潟公園内・下潟部分)

4. 業務概要

(1) 委託業務名 「佐潟公園条件付特定外来生物調査・防除業務」

(2) 契約期間 契約締結日から令和9年2月26日(金)まで

(3) 条件付特定外来生物防除等

※業務実施にかかる条件は「5. 業務内容」を参照。

(4) その他

- ・当該業務については、環境省が公表する「アカミミガメ防除の手引き」及び「アメリカザリガニ対策の手引き」に沿って実施すること。

(参考)環境省 HP「アカミミガメ防除の手引き」

https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/r_akamimi_tebiki2.pdf

環境省 HP「アメリカザリガニ対策の手引き」

https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/files/r_amezari_tebiki2.pdf

- ・上記のほか、当該業務を行うために効果的な内容がある場合は、積極的に提案すること。

5. 業務内容

(1) ミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニの防除

- ・防除対象は、ミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニとする。

※その他の特定外来生物(ウシガエル、カムルチー等)が掛かった場合は、併せて駆除すること。

※特定外来生物以外の外来種(クサガメ等)が掛かった場合は、委託者と協議の上、処置方法を決定するものとする。

※在来種が掛かった場合は、その場に放流すること。

・対象箇所は佐潟公園内の下潟部分とし、罠数及び実施範囲は別添 1「罠設置位置図」に示すとおりとする。

※ただし、罠設置箇所に関しては、状況や必要に応じて専門家の意見を踏まえた協議の上、変更できるものとする。

・ミシシippアカミミガメの捕獲目標は 1,500 匹とし、最低でも 1,000 匹以上の捕獲を行うものとする。

・作業日は、佐潟水鳥・湿地センターの開館日とすること。

・防除作業は 6 月から 8 月までの期間において、20 回以上実施するものとする。

ただし、20 回を超えて実施する分については、9 月まで実施できる。

※効果的な防除作業計画の策定にあたっては、環境省の手引き及び別添 2「令和 7 年度特定外来生物防除実施結果」を参考とすること。

・捕獲個体は、本市が指示する冷凍庫を使用し冷凍処理による死滅を行うこと。

(2) 捕獲個体の生体記録

・捕獲個体は、作業日ごとに数や大きさ、性別、捕獲場所を記録し、任意様式で記録票を作成すること。

※ただし、調査方法等の詳細について、状況や必要に応じて専門家の意見を踏まえた協議の上、変更できるものとする。

(3) 個体の有効活用及び特定外来生物における普及啓発

・冷凍処理後の個体については、受託者による提案として、捕獲個体の有効活用を行うこと。やむを得ず処分する必要がある場合は、本市が指定する場所へ持ち込むものとする。

・有効活用に係る費用は受託者の負担とし、当該業務に含めないものとする。

・市民参加型の捕獲イベントなど、条件付特定外来生物を使用した環境教育や特定外来生物の影響力等の普及啓発に取り組むこと。

・上記の活用及び取組みについては、実施前に本市へ内容の相談及び報告を行うこと。また、その内容の実施にあたっては、受託者において各種法令・規制について十分確認し必要な手続きを経た上で行うこと。

6. 業務報告

(1) 月間報告書

受託者は、「5. 業務内容(1)ミシシippアカミミガメ及びアメリカザリガニの防除」の実施期間中は月間報告書を作成し、月初毎に本市に提出し検査を受けること。

月間報告書には、「5. 業務内容(2)捕獲個体の生体記録」で作成した記録票を提出すること。なお、提出形式・方法は電子データを Eメール等で提出することとする。

(2) 業務報告書

受託者は、本業務の成果物として業務報告書(任意様式)を作成し、本市に提出すること。

業務報告書は、「5. 業務内容 (1) ～ (3)」の内容を取りまとめたものを提出すること。
防除作業及び捕獲個体の有効活用、普及啓発の取組みの様子が分かる写真等を添付し分かりやすくまとめること。

また、作成した資料については、すべて本市にデータ (Microsoft 社の Word、Excel 又は PowerPoint 等) で提供すること。なお、業務報告書の提出形式は、紙媒体 1 部及び電子データ (DVD-R や PDF 等) とする。

(3) 納品場所

新潟市環境部環境政策課

7. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守すること。

- (1) 当該仕様書に記載のない事項において、効果的な内容がある場合は、専門家の意見を踏まえた協議の上、追加することができるものとする。
- (2) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、関係する法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
 - ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性及び必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (5) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者が契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (6) 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に則り、その取扱いに十分留意し、漏洩及び紛失のないよう適切に管理すること。